

特定計量器製造事業届出の手引き

1. 届出等の事務手続き

< 共通事項 >

- 届出等の様式については↓こちら（県ホームページ）をお使いください。
<https://www.pref.yamanashi.jp/keiryo/48635482614.html>
- 下線がある書類については、事業者控えとして副本に県の受領印を押印してお返しします。
- 郵送で手続きする場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 必要に応じて現地調査を行います。

(1) 事業の届出

届出対象事業：特定計量器の製造事業

事業の区分・検査のための器具、機械又は装置：【参考資料】のとおり

必要書類	<u>1（知事あて）特定計量器製造事業届出書（正副 2 通）</u>
	<u>2（大臣あて）特定計量器製造事業届出書（正 1 通 副 2 通）</u>
	3 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（原本 1 通 写し 1 通）
	4 事業所及び事業所付近の見取図（2 通）
	5 基準器検査成績書の写し（2 通）
手数料	なし

(2) 変更届

①氏名又は名称、住所、代表者名の変更

必要書類	<u>1（知事あて）届出書記載事項変更届（正副 2 通）</u>
	<u>2（大臣あて）届出書記載事項変更届（正 1 通 副 2 通）</u>
	3 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（原本 1 通 写し 1 通）
	4 変更したことがわかるもの（必要な場合のみ）（2 通）
手数料	なし

②事業所の名称及び所在地の変更

必要書類	<u>1（知事あて）届出書記載事項変更届（正副 2 通）</u>
	<u>2（大臣あて）届出書記載事項変更届（正 1 通 副 2 通）</u>
	3 変更したことがわかるもの（必要な場合のみ）（2 通）
	4 事業所及び事業所付近の見取図（2 通）
手数料	なし

③検査設備の変更

必要書類	1 (知事あて) 届出書記載事項変更届 (正副 2 通)
	2 (大臣あて) 届出書記載事項変更届 (正 1 通 副 2 通)
	3 変更したことがわかる設備の一覧表 (2 通)
	4 基準器検査成績書の写し (必要な場合) (2 通)
手数料	なし

④事業譲渡による氏名または名称の変更

※届出に係る事業の全部を譲り受けたことにより製造事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 (知事あて) 届出書記載事項変更届 (正副 2 通)
	2 (大臣あて) 届出書記載事項変更届 (正 1 通 副 2 通)
	3 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (個人の場合は住民票) (原本 1 通 写し 1 通)
	4 事業譲渡証明書 (正副 2 通)
手数料	なし

⑤事業合併による名称の変更

必要書類	1 (知事あて) 届出書記載事項変更届 (正副 2 通)
	2 (大臣あて) 届出書記載事項変更届 (正 1 通 副 2 通)
	3 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (個人の場合は住民票) (原本 1 通 写し 1 通)
手数料	なし

⑥相続による氏名または名称の変更

※相続により製造事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 (知事あて) 届出書記載事項変更届 (正副 2 通)
	2 (大臣あて) 届出書記載事項変更届 (正 1 通 副 2 通)
	3 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (個人の場合は住民票) (原本 1 通 写し 1 通)
	4 事業承継同意証明書 (個人の場合は相続証明書) (正副 2 通)
手数料	なし

⑦事業継承による氏名又は名称の変更

※分割により製造事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 (知事あて) 届出書記載事項変更届 (正副 2 通)
	2 (大臣あて) 届出書記載事項変更届 (正 1 通 副 2 通)
	3 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (個人の場合は住民票) (原本 1 通 写し 1 通)
	4 事業承継証明書 (正副 2 通)
手数料	なし

(3) 廃止届

必要書類	1 (知事あて) 届出書記載事項変更届 (正副 2 通)
	2 (大臣あて) 届出書記載事項変更届 (正 1 通 副 2 通)
	3 届出製造事業者報告届出書 (1 通)
	4 届出製造事業者報告書 (1 通) ※ 廃止年度の廃止日までの実績
手数料	なし

2. 遵守事項

製造事業者が遵守すべき事項は、次のとおりです。

(1) 検査義務

特定計量器を製造する場合、次のとおり検査義務が課せられています。

- 検査規則が制定され、その検査規則が確実に履行されていること。
- 検査管理責任者又は検査部門（以下「検査管理責任者等」という。）が設置され、その検査管理責任者等が検査を統括していること。
- 一定の周期で検査設備の検査が行われ、適正な検査を行うことができるように管理されていること。
- 当該特定計量器の構造及び器差を検査するために必要な性能を有する検査設備を用いて、検査規則に基づき全数検査により適正に検査が行われていること。
- 検査に合格しなかった特定計量器が再調整され、又は廃棄されていること。
- 検査管理責任者等が、検査記録を作成し、その検査管理責任者等の責任においてこれが三年以上保存されていること。

(2) 基準器検査の受検

検査設備のうち基準器については、必要な周期で基準器検査を受ける必要があります。

※ 基準器の有効期間については、【参考資料】のとおり。

(3) 年度報告

製造事業の前年度実績を毎年 4 月末日までに報告してください。

必要書類	1 届出製造事業者報告届出書 (1 通)
	2 届出製造事業者報告書 (1 通)

【参考資料】事業の区分・事業の区分の略称・検査のための器具、機械又は装置

【参考資料】基準器の有効期間

【問い合わせ先】

山梨県計量検定所

〒406-0035 山梨県笛吹市石和町広瀬 785

TEL : 055 (261) 9130 FAX : 055 (261) 9132